

JR四国労組自動車支部ニュース

2024年8月8日（No.19）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

第1回自動車業務委員会開催！

「総合労働協約改訂等」について

会社に申し入れる！

8月2日、JR四国労組は「第1回自動車業務委員会」を開催した。まず、経過として、「JR四国労組議員団会議第33回総会」「四国交運労協による四国運輸局要請行動」「JR四国労組本部第43回定期大会」について報告した。と

りわけ、本部定期大会において自動車支部から「乗務員を中心とした要員不足が定期便の運休を招いている現状から、経営改善のためにも『人への投資』の必要性が一層高まっている」との発言を行ったところであり、運輸局要請行動でも見習い期間中の高速道路料金に対する負担軽減を強く求めており、いずれも人財確保に対する方策を強く訴えたことを確認した。その後、議事において、勤務制度・賃金制度等の改善を求める「総合労働協約改訂等」交渉にむけた要求内容を議論し、9月4日に予定している自動車支部第41回定期大会の運営や次年度以降の支部・分会の活動計画についても意見交換し、コミュニケーション機会の創出に向けたレクレーション等の検討状況を共有し合った。



そして、8月8日、会社に対して「総合労働協約改訂等」についての申し入れを行った。昨年度決算において営業黒字を達成するなど、コロナ禍を脱したといえる状況にある一方で、ビジネス利用などの需要が変化したことに加え、物価高騰が重くのしかかるなど、未だ厳しい状況にある中、乗務員不足による計画運休が継続されており、「人財の確保・定着」が目下最大の経営課題となっている。安全安心輸送を通じた事業運営には今後とも組合員の力が欠かせず、組合員が生き生きと勤められるよう職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るべく、総合労働協約改訂による労働条件改善を果たさなければならない。（別紙参照）

以上

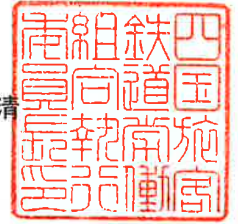
2024 年 8 月 8 日

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 矢田 栄一 殿

四国旅客鉄道労働組合

執行委員長 大谷 清



総合労働協約改訂等についての申し入れ

ジェイアール四国バスは、コロナ禍からの脱却を果たし、営業損益ベースでの黒字決算を計上するまでに至った一方で、ビジネス需要をはじめとする利用動向に変化が生じたうえに、燃油価格等の物価高騰の影響を大きく受けています。そして、最大の経営課題となっている人手不足は乗務員を中心として悪化した状態が続いており、改善基準告示の改正等も相まって、今年3月以降は定期便の計画運休が継続され、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるといえます。

このような新たな困難を乗り越えるためには、人財の確保・定着により一層取り組む必要があります。安全・安心輸送の徹底を通じた経営の維持・改善とともに、労働条件の改善が欠かせません。

J R 四国労組は働く者の立場から中長期的ビジョンを展望し、「誇りを持ち安心して働き続けることのできる環境づくり」を推進する具体的方策を掲げた「ユニオンビジョン2023」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めています。人財の確保・定着が急務となっており、組合員が入社から退職まで生き生きと勤められるためにも、同ビジョンの実現を通じた職場の活性化と勤労意欲の高揚が求められ、総合労働協約の改訂による労働条件改善が極めて重要であると認識しています。

以上の主旨を踏まえ、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れます。

記

【労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を109日にされたい。
- 3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 4 36条協定における時間外労働時間を抑制及び平準化するとともに、乗務員について時間外労働時間数の年間の上限を360時間（特別な事情が生じた場合でも540時間）とされたい。また「複数月平均で80時間まで」の上限を設けられたい。
- 5 泊まり勤務等の負担軽減を図るため、実態に即した勤務種別の新設・拡充等、働きやすい勤務制度を整備されたい。また、組合員の多様な働き方を実現すべく、テレワーク、在宅勤務、フレックスタイム制度など勤務制度を拡充されたい。
- 6 新規採用時の年休付与日数を増やされたい。また、20日に達するまでの年数を短縮するとともに、勤続年数に応じた年休付与日数を増やされたい。

- 7 次の各項目について、保存休暇の使用範囲とされたい。
- (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
 - (2) 昇職・昇格試験の必要な日
 - (3) 家族の看護に必要な日
- 8 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合の必要書類に「医療機関の領収書」等を追加されたい。
- 9 有給休暇に次の項目を加えられたい。
- (1) 厚生労働省や医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (3) 勤続15年及び25年に達した組合員のリフレッシュのための日
 - (4) 看護休暇及び介護休暇
 - (5) 不妊治療を受ける場合及び配偶者の不妊治療に付き添う場合
 - (6) 更年期障害や妊娠悪阻等により不調となり、体調管理に必要な日
- 10 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に感染し、出勤することが困難な場合の休暇制度を新設されたい。
- 11 忌引きによる場合の休暇日数を次のとおり改善されたい。
- (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行の際に喪主となる場合は7日
 - (2) 血族二親等直系尊属（祖父母）の葬祭執行の際に父母が喪主を務めることが困難であり、代わりに喪主となる場合は7日
- 12 深夜帯の実乗務時間を3時間以上含む場合はすべて2人乗務とされたい。なお、1人乗務とする場合は負担軽減のため、休憩時間を1時間半以上確保されたい。
- 13 乗務員不足への対応として、契約社員を経ず社員として採用される制度を新設されたい。また、採用を促進するための紹介制度やお祝い金制度等の充実を図られたい。

〔賃金関係〕

- 14 初任給を改善するとともに、55才以降に基本給が減額しない制度に見直されたい。
- 15 家族手当を増額されたい。
- 16 自動車等で通勤する場合の支払額を増額されたい。
- 17 住宅手当を増額されたい。
- 18 異動に伴う転居の際に必要な諸経費（解約時期によって発生する家賃、インターネット等の短期解約違約金など）を負担されたい。
- 19 デスク手当における運転係（指導運転士等）の支払額を拡大されたい。
- 20 長時間行路手当を30分単位で設定するとともに支払額を増額されたい。
- 21 別居手当の月額を増額されたい。
- 22 宿泊手当を新設されたい。
- 23 超過勤務手当、及び夜勤手当を増額されたい。
- (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) D単価 100分の150
- 24 賞与の支払額における算式について、「基本給」を「基本給及び家族手当の合計額」に改定されたい。
- 25 退職手当を増額されたい。特に長期勤続者（契約社員の期間を含む）に対しては、一定額を保障されたい。
- 26 出向特別手当の増額とともに、支給要件に該当しない組合員に対する手当を新設されたい。

【安全及び衛生関係】

- 27 定期健康診断受診は、勤務時間とされたい。
- 28 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の治療費を会社負担とされたい。
- 29 保護メガネを会社が購入し、貸与するよう見直されたい。できない場合は補助制度を講じられたい。
- 30 制帽の省略を通年で実施されたい。
- 31 熱中症対策として、運転中を含む水分補給等が可能となるように対応されたい。また、盛夏服について、ポロシャツ等の素材に変更し、半袖・長袖が選択できるようにされたい。

【福利・厚生関係】

- 32 健康診断におけるオプション検診等に対する補助金給付対象年齢を引き下げられたい。
- 33 インフルエンザワクチン接種に係る補助を増額されたい。また、新型コロナウイルス等のワクチン接種に係る費用負担が生じる場合の軽減措置を講じられたい。
- 34 社員割引の回数制限を拡大されたい。

【諸制度関係】

- 35 昇職・昇格試験の二次試験については勤務とされたい。
- 36 年金満額支給開始年齢まで、組合員（社員）として勤務できる制度を併設されたい。

【準組合員関係】

- 1 生理休暇等の有給適用及びその日数、また各種制度や手当等の支払額において組合員（社員）と差があるものについては同一とされたい。
- 2 準組合員（定年退職再雇用契約社員）の自動車乗務員に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した行路の新設や他系統職種の展開など、選択肢の拡大を図られたい。
- 3 準組合員に対して、私傷病休暇及び病気休職制度を新設・拡充するとともに、私傷病による欠勤または病気休職により、出勤率が8割未満になった場合でも組合員と同様に10日の年休を付与されたい。

以 上

J R四国労組申第5号

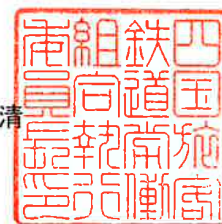
2024年8月8日

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 矢田 栄一 殿

四国旅客鉄道労働組合

執行委員長 大谷 清



2024年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

2024年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

1 賃金引き上げについて

- (1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり5%の原資をもって引き上げられたい。特に、運転係については業界内の相場を踏まえた改善を図ること。
- (2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり90円引き上げられたい。

2 実施日

2024年10月1日

以 上